

# 令和6年度（2024年度） 武豊町保育所・認定こども園 入所申込みのご案内



## 目次

令和6年度入所申込	1
提出書類	2-4
入所決定	4
保育所の目的と役割	5
武豊町の保育所・認定こども園	5
入所基準	5
認定区分	6
保育必要区分	6-7
施設選択フローチャート	7
保育体制	8
開所時間	8
保育料、給食費	9-10
入所申込の取り下げ	10
退所	10
武豊町利用者負担額表（保育料）	11-12
武豊町保育所入所基準点数表	13
保育園の位置	14
保育所の紹介	15-16



武豊町マスコットキャラクター  
みそたろう

町ホームページ



入所申請案内  
各種提出書類

まず確認を！

令和6年度入所 対象児童 ～年次区分をご確認ください～

年次区分	年次	生年月日	最長保育期間
年長	5歳児	H30.4.2 (2018) ～H31.4.1 (2019)	R7.3.31 (2025)
年中	4歳児	H31.4.2 (2019) ～R2.4.1 (2020)	R8.3.31 (2026)
年少	3歳児	R2.4.2 (2020) ～R3.4.1 (2021)	R9.3.31 (2027)
乳児2	2歳児	R3.4.2 (2021) ～R4.4.1 (2022)	R10.3.31 (2028)
乳児1	1歳児	R4.4.2 (2022) ～R5.4.1 (2023)	R11.3.31 (2029)
乳児0	0歳児	R5.4.2 (2023) ～R5.10.1 (2023)	R12.3.31 (2030)

※ 令和5年10月2日以降に生まれた方は、6か月を過ぎてから入所可能

武豊町役場 子育て支援課 電話0569-72-1111 (代表)

武豊町では、条例等で各保育所の名称を「〇〇保育園」と定めていますので、以下の案内では保育園と記載している場合があります。

## 令和6年度入所申込

### 1. 令和6年度 入所申込書の受付（新規入所）

#### 【第1次受付日程】（一斉受付）

第1希望園	受付日	受付時間	場所
富貴・中山・南	10月18日(水)	9:00~11:00 13:00~15:00	中央公民館 (講堂) (町立図書館東)
東大高・西・六貫山	10月19日(木)		
北・わかば・このみ ・北中根こども園	10月20日(金)		
全園対象 (上記で都合の悪い方)	10月25日(水) 10月26日(木)	17:00~19:00 (夜間受付)	武豊町役場 第5・6会議室

※ 例年、午前中は大変混み合います

- ・入所申込みの受付は、上記日程のみ（保育園受付なし）
- ・第1希望の保育所の受付日で申込み、又は夜間受付で申込み  
(受付日・順は、入所優先度に影響なし)
- ・在園児の兄弟姉妹がいる場合、一緒に第1次受付で申込み
- ・保育園での面接（12月中旬予定）の予約をするため、スケジュールの分かるもの  
をご持参ください

#### 【第2次受付】（随時受付）

11月6日(月)から、役場子育て支援課（北庁舎1階）で、随時受け付けます。  
なお、第1次受付の方が優先となります。

### 2. 令和6年度 募集人員数（令和5年9月1日現在）

園名	年次		定員数	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児
	男児	女児							
南 保 育 園			83	5	3	11	5	10	
富 貴 保 育 園			155	5	3	20	2	15	
北 保 育 園			197	2	2	33	4	4	6
西 保 育 園			221	1	3	29	5	19	6
六 貫 山 保 育 園			219	5	5	27	5	12	6
中 山 保 育 園			216	0	0	26	5	9	6
東 大 高 保 育 園			95	5	2	18	2	10	
わ か ば 保 育 園			87	2	3	7	2	10	
私立このみ保育園(注1)			27				2	5	5
私立北中根こども園(注2)	保育園部		144	2	2	14	6	5	9
	幼稚園部		36	2	2	12			

※ 募集人数は、変更される場合があります

(注1) このみ保育園は、卒園後3歳児以降に継続して保育が必要な場合は優先的に転園可

(注2) 北中根こども園は、2、3号認定の保育園部、1号認定の幼稚園部

## 提出書類

町ホームページにて各種様式のダウンロード可能

### 乳児（0～2歳児）の場合

#### 3号認定 提出書類

認定→P5、6 参照

- ・ 共通書類 (A)
- ・ 保育を必要とする事由を証明する書類 (B)
  - ※ 同居家族全員（20歳以上65歳未満）※令和6年4月1日時点
  - ※ 父親の就労証明につきましては、社会保険証の写し（表面）にて代用可能
  - ※ 敷地内同居の場合、玄関・台所・風呂・トイレがすべて別であれば、世帯が別とみなされます。

### 年少（3歳児）以上の場合

#### 2号認定 提出書類

- ・ 共通書類 (A)
- ・ 保育を必要とする事由を証明する書類 (B) ※新規申込・転園希望の場合
  - ※ 同居家族全員（20歳以上65歳未満）
  - ※ 父親の証明については、社会保険に加入している場合、提出不要
  - ※ 保護者以外の同居している65歳未満のご家族が、お子さんを保育することができる場合は、利用の優先度が調整されます

#### 1号認定 提出書類

- ・ 共通書類 (A) 、 (C)（育児休業時のみ 加点を証明する書類）

共通提出書類 (A)	1号、2号、3号認定共通
入所申込書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3希望保育所まで記入（必須）</li> <li>・ 「入所児童の世帯員氏名」欄は、入所児童と生計を同じくしている家族全員について記入（同居の方全員）</li> <li>・ 「保護者氏名」の欄には世帯主の名前を記入</li> <li>・ お子様の生年月日はお間違えのないようお願いします。</li> </ul>
支給認定申請書	両面記載
マイナンバー記入用紙（個人番号記入票）	保護者の氏名、マイナンバーを記載 （令和5年1月1日時点で武豊町在住の方は、番号記載省略可）
<b>転入予定の方のみ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誓約書（町様式）</li> <li>・ お子様の保険証の写し</li> <li>・ 新居の契約書等の写し…転入先住所、契約者名、引き渡し日が確認可能な部分</li> </ul> ※ 令和6年3月25日（月）までに、武豊町に住民登録必要	

保育を必要とする事由を証明する書類 (B)		2号、3号認定のみ		
保育の必要な事由	内容 (入所要件) 児童の保育ができない場合	提出書類 (2・3号認定共通、1号不要)	提出書類 (3号認定のみ)	
家庭外労働	月64時間以上就労している ※内職の方は0歳児申込不可	・就労証明書 (注1) ※2号認定は社保の場合のみ 父親の就労証明書不要	・社会保険証 (表面写し) ※父親分必要	
	※ 就労予定、育休復帰の方 令和6年4月12日以前に仕事開始の場合申込可 (第1次受付の場合)。令和6年10月26日までに就労証明書提出必要 (第1次受付の場合)	・就労証明書	・確定申告書の写し (R4年分) (注2) ・開業届	
	家庭内労働	農業	月64時間以上農業や畜産業に従事している 水稲・転作・畑・果樹園 面積 30a (3反) 以上 温室・ハウス面積 3a 以上 畜産等 酪農・養豚 10頭 以上 養鶏 500羽 以上	・就労証明書 ・申立書 (農業記載欄)
出産	出産予定月をはさんで前後2ヶ月 例: 4月頭←出産予定6月→8月末	・申立書 (出産記入欄) (母子手帳番号記入)		
疾病	病気のため在宅看護、通院もしくは入院している場合	・申立書 (その他記入欄) ・医師発行の診断書 (注3)		
障がい	心身に障害をもっている場合	・申立書 (その他記入欄) ・身体障害者手帳または療育手帳の写し		
疾病者の看護・介護	家族が心身に障害をもち、月64時間以上の介護を必要とする場合 ※子育て支援課へ要相談	・申立書 (看護・介護記入欄) ・医師発行の診断書 (注3) 又は身体障害者手帳、療育手帳の写し		
災害	災害等の復旧にあたっている場合 ※子育て支援課へ要相談	申立書 (その他記入欄)		
就学	月64時間以上、就学している場合 ※学校教育法に規定される教育施設、職業能力開発促進法に規定される職業訓練校等に限りません	・申立書 (その他記入欄) ・入学通知・学生証等の写し ・受講状況分かるものの写し		
求職	求職活動する場合 ※子育て支援課へ要相談	・求職活動申立書 ・求職活動を証明できる書類		

入所調整指数の加点を証明する書類 (C)		1号認定のみ	
育児休業	保育利用希望期間中に復職必要 (3歳児以上)	・就労証明書 ※ 育児休業中は1号認定 入所調整指数により加点	

## 注1 就労証明書

- ・就労証明書は、**雇用主が記入**
  - ・7月頃に実績を必ず提出していただきます。0、1、2歳児の場合、勤務先に確認させていただく場合あり
  - ・就労証明書などは、**第1次受付の時に必ず提出**。提出ない場合は、1号認定もしくは、こども園は幼稚園部での受付（0、1、2歳児は、受付不可）
  - ・就労証明書等が**虚偽の場合**、申込みを取消しさせていただく場合あり
  - ・家庭内労働の場合で勤務先が株式、有限会社など会社組織の場合は、就労証明書を提出
- ※ **お勤め先・就労時間が変更**になった場合は、随時各保育所へ就労証明をご提出ください。保育料・延長保育使用料に影響します（用紙は各保育所にあり）  
**提出月の翌月から標準時間認定 ⇄ 短時間認定が切り替わります**
- ※ 標準時間認定相当の就労時間の方で、短時間認定を希望される場合は、就労証明書を提出する際、一緒に**支給認定変更届**（一斉受付時に記入）も提出をお願いします。

## 注2 確定申告書の写し

- ・第一表、第二表、第三表（ある場合）、収支内訳書を提出

## 注3 診断書

- ・医師発行の診断書は、保育が困難であることがわかるものを提出

## 入所決定

町ホームページ（12月15日更新）及び町広報（令和6年1月号）にて、第1次受付結果（受付人数の結果のみ）を掲載予定（表の色の違いで結果がわかります）

### 抽選にならない場合

予約した日に、面接へお越しください

### 抽選になる場合

**第1次受付時（一斉受付）の際に引いた、くじ番号の若い順に入園決定**  
該当となった場合、後日お知らせを送付予定

- ・第1次受付で、募集人員を超える保育所は、「武豊町保育所入所基準点数表」（P.13）により、点数数の高い方から入所となります
- ・第1次受付終了時点で、定員を超えた保育所は、保育所入所基準点数表に基づき、高い点数順に入所予定とします
- ・兄弟姉妹は同一の保育所に優先で入所できます（ただし、0、1、2歳児は除く）
- ・保育料等決定通知書及び保育所入所承諾書の発送は、3月下旬予定です。



## 保育所の目的

保育所は「保育が必要な乳幼児」を保育する目的の施設であり、養護と教育を一体的にすすめ、乳幼児の健全な心身の発達をめざし、豊かな人間性をもった子どもの育成を図ることを目的としています。

## 武豊町の保育所・認定こども園

武豊町は公立の保育所8か所と私立認可保育所1か所、私立認定こども園1か所により、それぞれの特色を活かした保育を推進しています。

入所希望の保育所等をご自分で選択できますが、それぞれの保育所等には、定員が設定しており、ご希望にそえない場合があります。

施設の種類	内 容
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に行う施設 (3歳児以上は保護者の就労等要件がない場合もご利用可能)

## 入所基準 ※ 武豊町に住民登録のある方が入所できます

### 1. 公立・私立保育園、認定こども園に申込みするには

#### 保育を必要とする事由に該当する場合の入所 2・3号認定

保護者すべてが「保育を必要とする事由」に該当し、家庭でお子様を保育できず、代わりの保育を必要としていること（保育に欠ける状態であること）（P3参照）

#### 定員に余裕がある場合の入所 1号認定

保育が必要な理由のある人が入所して、なお施設の定員に余裕がある場合は、保育が必要な理由がなくても、特別利用保育（1号認定）として入所可（ただし、3歳児以上）

### 2. 認定こども園（幼稚園部）に申込みするには

#### 認定こども園で教育を希望する場合の入所 1号認定

保育が必要な理由の有無にかかわらず、定員内において入所可。  
令和6年4月1日時点でお様が満3歳を迎えており、就学前であるお子様。

## 認定区分（支給認定）

保育園や認定こども園等を利用するためには、「保育の必要性の認定」を受けることが必要です。（認定のための書類 → 「支給認定申請書」）

認定区分	年齢	保育の必要な事由	利用時間
1号認定	3～5歳 (満3歳以上)	事由不要	教育標準時間
2号認定		事由必要	保育標準時間 保育短時間
3号認定	0～2歳 (満3歳未満)	事由必要	保育標準時間 保育短時間

※ 3号認定は、満3歳になる際に、2号認定に変更します

## 保育必要区分

### 【2・3号認定の場合】

就労証明書の就労時間に基づき、以下のとおりに保育必要区分が分けられます。

**標準時間認定**：120時間／月（平均6時間／1日）以上の就労時間の場合

早朝保育 1,000円/月	通常保育 (無償)	
7:30	8:00	19:00

**短時間認定**：120時間／月（平均6時間／1日）未満の就労時間の場合

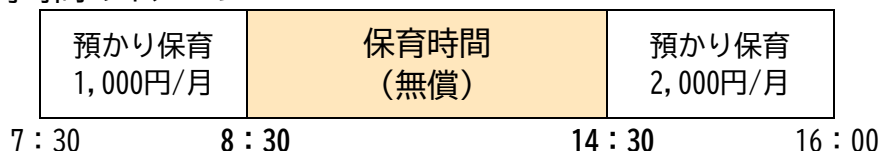
早朝保育 1,000円/月	通常保育 (無償)	延長保育 1Hあたり1,000円/月
7:30	8:00	16:00
		19:00

- ※ 同居家族全員のうち就労時間の短い方の就労時間で算定
- ※ 必要に応じて、早朝・延長保育（有償）を利用可（町HP参照）
- ※ 標準時間認定相当の就労時間の方で、短時間認定を希望される場合は、就労証明書を提出する際、一緒に「支給認定変更届」（一斉受付時配布）を提出

## 【1号認定の場合】

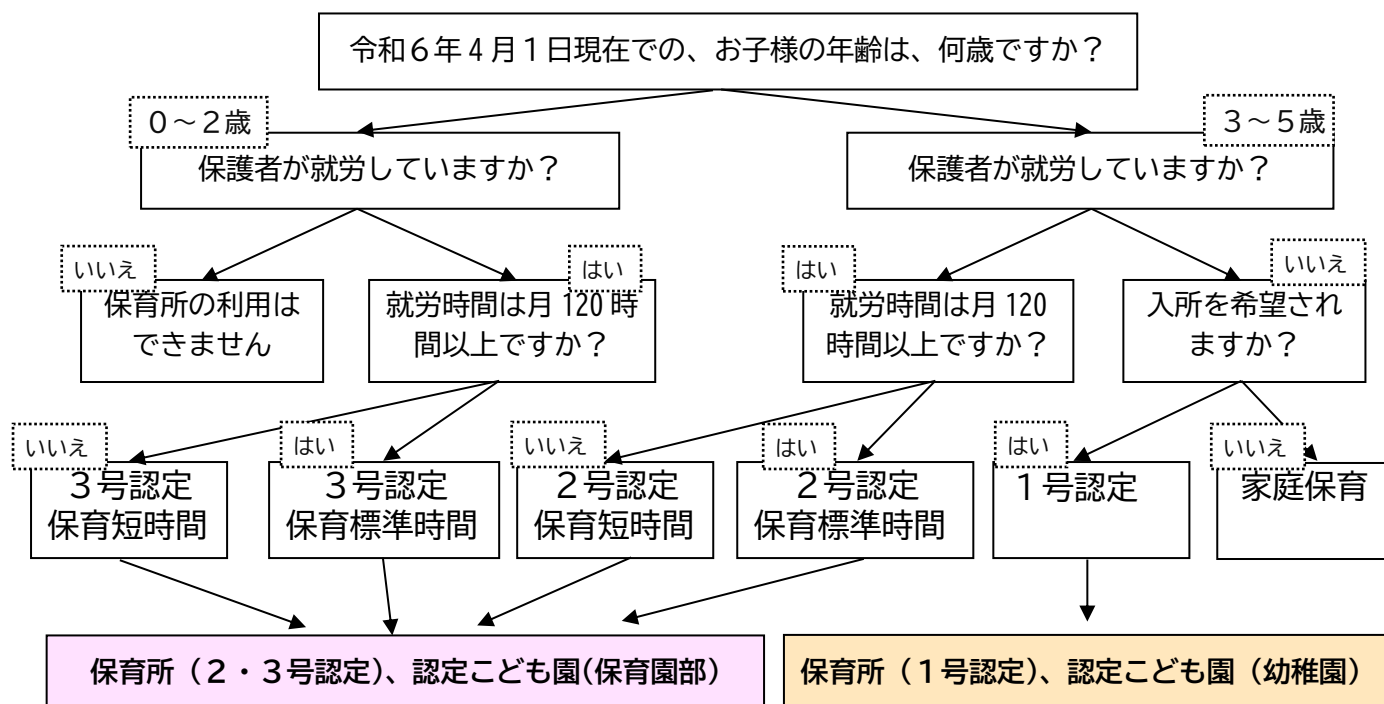
1号認定の場合は、教育時間相当分（8時30分から14時30分）は無償の対象となります。14時30分以降の保育を希望される場合、預かり保育として保育を実施します。預かり保育の料金は、有償となります。

保育時間のイメージ



## 施設選択フローチャート

認定や利用施設について、次のフローで確認できます（就労の場合）





## 保育体制

### 0歳児保育、1・2歳児保育、障がい児保育について

- 0歳児保育……………6か月以上1歳未満の児童  
(年度当初の年齢です。年度途中入所の場合は、6か月以上)
- 1・2歳児保育……………1歳児～2歳児(年度当初の年齢です)
- 障がい児保育……………障がいが中等度であり、集団保育と保育所で行う保育になじめる児童

## 開所時間

### 【保育所(2号、3号認定)・こども園(保育園部)】

#### 1. 保育時間

- 月曜日～金曜日までの保育時間……………8時00分～16時00分まで  
土曜日……………8時00分～12時00分まで  
(ただし、土曜日については、週休2日制の普及に伴い基本的に家庭での保育をお願いします)

#### 2. 早朝・延長保育時間

- 早朝保育……………7時30分～8時00分まで  
延長保育……………16時00分～19時00分まで  
土曜日延長保育……………12時00分～13時00分まで  
※ 土曜日(13時00分～19時00分)は、西保育園(公立保育園・このみ保育園合同)及び北中根こども園で実施

#### 早朝・延長保育について

- ・希望の方は「早朝・延長保育申込書」を面接時に提出
  - ・2・3号認定で、勤務等の時間が通常保育時間を超える方のみ利用可
  - ・1号認定の場合は利用不可
  - ・早朝・延長保育使用料が別途必要(町HP参照)
- ※ 受入れ体制によってご希望に添えない場合があります  
※ 各保育園の土曜日保育の申込人数が3名以下の場合には、他の園で保育をさせていただきます場合があります

### 【保育所(1号認定)・こども園(幼稚園部)】

#### 1. 保育時間

- 月曜日～金曜日までの保育時間……………8時30分～14時30分まで

#### 2. 預かり保育

- 早朝預かり……………7時30分～8時30分まで  
延長預かり……………14時30分～16時00分まで

## 保育料、給食費（主食・副食費）

### 1. 保育料（利用者負担額）

#### （1）保育料の無償化

3歳児以上

年少（3歳児）以上（市町村民税非課税世帯については0歳以上）は、保育料が無償となります。

無償化の対象年齢	保育所（2・3号認定） 認定こども園（保育園部）	保育所（1号認定） 認定こども園（幼稚園部）
市町村民税課税世帯	年少（3歳児）から	年少（3歳児）から
市町村民税非課税世帯	0歳児から	

※ 給食費、教材費などは無償化の対象外

#### （2）第3子以降保育料減免

18歳未満の児童を3人以上養育している世帯で、第3子以降の0・1・2歳児が保育園、こども園に入所する場合、保育料が減免（無償）されます。

申請書は入所申込受付会場等で記入。

#### （3）保育料の算定

保育料・・・P11-12「武豊町利用者負担額表（保育料）」参照

- ・父母に課税される市町村民税額（所得割額）によって保育料等決定  
ただし、父母以外の扶養義務者が生計の主である場合（祖父や祖母等の収入で生活等）は、その方の課税額が合算されます
- ・令和6年4月～8月分は令和5年度の市町村民税額、令和6年9月以降は令和6年度の市町村民税額によって決定します
- ・住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等は適用されません
- ・保育料の算定方法は、保育所と認定こども園は共通

※ その他、給食費、早延長保育料・預かり保育料等が別途必要（町HP参照）

※ 保育料等が、3か月以上未納になりますと退所や入所申込（継続）できない場合があります

### 2. 給食費

#### （1）給食費

	公立保育園（年少以上）
主食費（月額） （お茶・麺・パン等）	650円
副食費（月額） （おかず・おやつ・牛乳等）	4,500円

※ 乳児の給食費は保育料に含まれます

※ 北中根こども園の給食費等…北中根こども園へお問い合わせ

## (2) 副食費の免除

以下の要件に該当する場合は、副食費が免除（主食費は免除対象外）

- ・ 年収 360 万円未満相当世帯の子ども
- ・ 第3子以降の子ども（第3子のカウント方法は下表参照）

第3子以降の子ども	1号認定	2号認定
年収 360 万円未満相当	該当世帯の子ども（年齢に関わらない）	
年収 360 万円相当以上	3歳から小学校3年生までの子が小学校、保育所等に在籍している場合の第3子以降	0歳から小学校就学前までの子が同時入所している場合の第3子以降

## 3. 納入方法

- ・ 保育料等の納期限……毎月月末（振替日が休業日の場合は翌営業日）  
※12月 は 25日（振替日が休業日の場合は翌営業日）
- ・ 保育料等の納入方法…原則、口座振替でお願いします

※ 手続きの方法は、子育て支援課へお問い合わせください

## 入所申込の取り下げ

入所申込み後、令和6年3月末日までに家庭の事情等で入所できなくなったときは、ただちに「入所申込取下願」を、役場子育て支援課まで提出してください。

取下願の提出が令和6年4月になると保育料等をいただくこととなります。

## 退所

保育所に入所されてから、通所できなくなったときは「保育所退所届」を通っている保育施設（保育園・こども園）または子育て支援課へ提出してください。

この場合、保育料は退所される日までの日割計算をします。

## 武豊町利用者負担額表（保育料）

（単位：円/月）

世帯区分		階層	3歳未満児		3歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯		第1階層	0	0	<b>無償</b> ※給食費（主食費・副食費）は実費徴収となります。  【副食費の免除対象】 ○年収360万未満相当 ○年収360万相当以上で以下の条件に当てはまる場合 ・1号認定（保育必要な事由に該当なし）…年少から小学3年生までの子が小学校、保育所等に所属している場合の第3子以降 ・2号認定（保育必要な事由に該当）…0歳から年長までの子が同時入所している場合の第3子以降	
今年度分市町村民税非課税世帯		第2階層	無償	無償		
市町村民税課税世帯（4月1日から8月31日までは前年度分、9月1日から3月31日までは今年度分）	市町村民税所得割額 48,600円未満	第3階層	11,800 5,900	8,800 4,400		
	48,600円以上 57,700円未満	第4A階層	24,000 12,000	21,000 10,500		
	57,700円以上 77,101円未満	第4B階層	24,000 12,000	21,000 10,500		
	77,101円以上 97,000円未満	第4C階層	24,000 12,000	21,000 10,500		
	97,000円以上 169,000円未満	第5階層	42,300 21,150	39,300 19,650		
	169,000円以上 301,000円未満	第6階層	47,600 23,800	44,600 22,300		
	301,000円以上 397,000円未満	第7階層	50,100 25,050	47,100 23,550		
397,000円以上	第8階層	52,600 26,300	49,600 24,800			

注）各階層の下段の額が半額負担分

○年齢は、入所年度の4月1日現在の満年齢を基準とします。

○世帯とは、住民票の世帯ではなく、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）としています。

○第3階層から第4A階層までに属する世帯から入所する場合で、当該世帯の保護者等が養育、監護している子どものうち、第1子（最年長）が入所する場合は、全額負担。第2子（第1子（最年長）以外のうちの年長）が入所する場合は、半額負担（階層下段額）。3人目以降の児童が入所する場合は、保育料については免除します。

○第4B階層から第8階層までに属する世帯から2人以上入所・入園（保育所、幼稚園又は認定こども園等）している場合においては、保育料を次表の割合により算出した額をその児童の徴収金とします。

第4B階層～第8階層	
最年長児	全額
最年長児以外の児童のうち年長児	半額
その他	免除

○第4B階層から第8階層までに属する世帯から入所する場合で、保護者等が養育、監護している満18歳未満の児童が3人以上いる世帯の児童のうち、当該世帯の3人目以降の児童であって、保育の実施が行われた日の属する年度において満3歳に達していない児童（当該児童が年度の途中で満3歳に達した場合においても、当該年度中は対象児童とみなす。）の保育料については、保護者の申請に基づきこれを免除します。

## 武豊町利用者負担額表（保育料）要保護世帯等

（単位：円/月）

世帯区分		階層	3歳未満児		3歳以上児	
			保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間
生活保護世帯		第1階層	0	0	無 償	
今年度分(4月1日から8月31日 までの間は、前年度分)市町 村民税非課税世帯		第2階層	0	0	※給食費 (主食費・副食費)は 実費徴収となります。	
市町村民税 課税世帯 (4月1日か ら8月31日ま では前年度 分、9月1日 から3月31日 までは今年 度分)	市町村民税 所得割額 48,600円未満	第3階層	5,900	4,400	【副食費の免除対象】 ○年収360万未満相当  ○年収360万相当以上で以下の条 件に当てはまる場合	
	48,600円以上 57,700円未満	第4A階層	9,000	9,000	・1号認定（保育必要な事由に該 当なし）…年少から小学3年生ま での子が小学校、保育所等に所属 している場合の第3子以降	
	57,700円以上 77,101円未満	第4B階層	9,000	9,000	・2号認定（保育必要な事由に該 当）…0歳から年長までの子が 同時入所している場合の第3子以 降	

○年齢は、入所年度の4月1日現在の満年齢を基準とします。

○世帯とは、住民票の世帯ではなく、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）としています。

○第2階層から第4B階層までに属する世帯のうち、母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯及び保護者の申請に基づき特に困窮していると町長が認めた世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者等の世帯）等は、この表により第1子を徴収し、第2子以降は免除します。

武豊町保育所入所基準点数表

別表

状 況			入所基準 点数		
類 型	形 態	状 況			
①家庭外労働 (家庭外で仕事をすることを常態としている場合)	外勤	常勤 自営中心者	事業所等に常時勤務している者 (40時間/週程度で 正社員・正規職員・経営者等)	10	
		パート 臨時社員 臨時職員 自営協力者	20日/月以上、6時間/日以上	9	
			20日/月以上、4時間/日以上	8	
			月64時間以上	7	
	農業等	中心者	農業等に中心的に従事している者(月64時間以上)	9	
協力者	月64時間以上	6			
②家庭内労働 (家庭内で仕事をすることを常態としている場合)	自営	中心者	居宅内で主たる従事者として常時勤務している者(月64時間以上)	8	
		協力者	居宅内の自営業で 父親等主たる従事者 に協力して従事している者	20日/月以上、6時間/日以上	7
			20日/月以上、4時間/日以上	6	
			月64時間以上	5	
	内職	月64時間以上	4		
③母親の出産	出産	出産(予定月)をはさんで前後2か月の全5か月以内	8		
	入院	概ね1か月以上入院	10		
	居宅療養	長期(概ね1か月以上)加療(安静)を要し、保育不可能と医師が診断	10		
	通院	月64時間以上	7		
		月64時間未満であるが保育不可能と医師が診断	6		
	障がい	1・2級	障害者手帳を所持し保育が負担	9	
上記以外			6		
⑤介護 看護	病院等付添い	月64時間以上の付添い	8		
	自宅付添い	寝たきり者	8		
		上記以外付添い(通院含む)	7		
⑥災害	災害	災害の復旧活動中	10		
⑦その他	就学・技能学習	就学等で保育不可能(自動車教習所は不可) 職業訓練校等での職業訓練	6		
		虐待やDVのおそれがある場合	10		
		上記以外で明らかに保育に欠けると認められる場合	6~10		

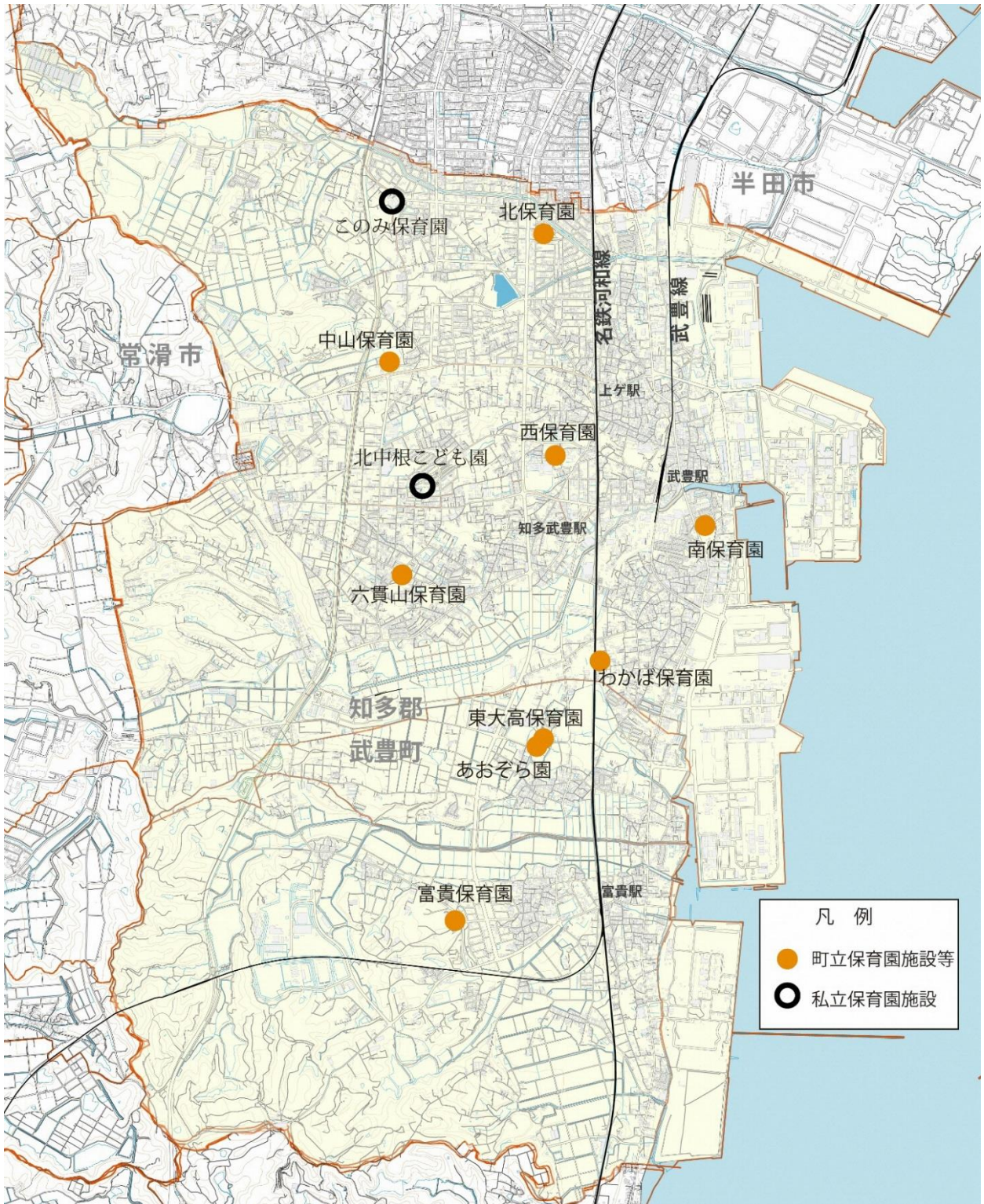
調整 指数	減点	同居されている方(65歳未満)があり、入所予定の児童の面倒が見られる状態にある場合	-3
		上記①・②の就労予定者 (ただし、産休・育休明けでの外勤常勤での復帰予定者を除く。 なお、就労証明書で1か月以上及び上記基準以上の実績の無い方は予定者となる)	-2
		外勤常勤での産休・育休復帰で部分休業を取得し、6時間/日未満の方	-1
		自営協力者で危険を伴わないと判断した場合	-1
	加点	育児休業(年少(3歳児)以上) ※ 保育利用希望期間中に復職する必要がある	+1
		兄弟入所(乳児)	+1
		双子入所	+1
母子・父子家庭		+3	

※ この表の状況と異なる場合は個別に対応、審査させていただきます

※ 臨時社員、臨時職員とは「パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、会計年度職員、非常勤・臨時職員」を含みます



## 保育園の位置



資料：白地図は国土地理院：基盤地図情報を利用

## 保育所の紹介

クラス数は予定数

園名 所在地 特色 クラス数 特別保育	<p><b>南保育園</b> (TEL 72-0327) 武豊町字明神戸59 (豊石神社の北側) 恵まれた自然環境を生かし、散歩や戸外遊びを通して、異年齢の友達との関わりの中で遊びへの意欲や思いやりの心を育む保育をしています</p> <p>年長1、年中1、年少1、2歳児、1歳児 障がい児保育、早朝・延長保育</p>
園名 所在地 特色 クラス数 特別保育	<p><b>富貴保育園</b> (TEL 72-0841) 武豊町大字富貴字道兼50-1 (富貴西側信号交差点の北150m) 自然に囲まれた豊かな環境の中で、いろいろな年齢の友達や地域の方との交流を通して、優しさや思いやりの心を育てる保育をしています</p> <p>年長2、年中2、年少2、2歳児、1歳児 障がい児保育、早朝・延長保育</p>
園名 所在地 特色 クラス数 特別保育	<p><b>北保育園</b> (TEL 72-0467) 武豊町字砂川一丁目43 (砂川公園の西側) 異年齢の友達との遊びやお年寄りとの交流などたくさんの人との関わりの中で感動する心や思いやりの心を育む保育をしています</p> <p>年長2、年中2、年少3、2歳児、1歳児、0歳児 障がい児保育、早朝・延長保育、0歳児保育 ※子育て支援センター併設</p>
園名 所在地 特色 クラス数 特別保育	<p><b>西保育園</b> (TEL 72-0443) 武豊町字中根四丁目50 (武豊町保健センターの西側) 遊びの中で実体験や感動する心を大切に、好奇心をもって自らやろうとする気持ちを育てる保育をしています</p> <p>年長2、年中2、年少3、2歳児、1歳児、0歳児 障がい児保育、早朝・延長保育、0歳児保育、土曜日延長保育、一時的保育</p>
園名 所在地 特色 クラス数 特別保育	<p><b>六貫山保育園</b> (TEL 72-1762) 武豊町字六貫山一丁目61 (六貫山歩道橋の西、徒歩5分) 地域の方とのふれ合いや、心が動く実体験を通して、楽しい！おもしろい！またやりたい！という気持ちを育む保育をしています</p> <p>年長2、年中2、年少3、2歳児、1歳児、0歳児 障がい児保育、早朝・延長保育、0歳児保育</p>



園名 所在地 特色	中山保育園 (TEL 72-0141) 武豊町字平井田10-17 (中山新池の南側) 自然に囲まれた中で実体験を通して、いろいろな遊びを試したり自ら考えたりする子どもを育てています。友だちや地域の人とのかかわりを大切に育てる保育を心がけています
クラス数 特別保育	年長2、年中2、年少3、2歳児、1歳児、0歳児 障がい児保育、早朝・延長保育、0歳児保育
園名 所在地 特色	東大高保育園 (TEL 72-1354) 武豊町大字東大高字池下10 (富貴中学校の東側) 田畑や木々に囲まれた自然豊かな環境の中、戸外遊びや散歩で十分体を動かして遊び、友だちとの関わりを通して思いやりや意欲を育む保育をしています
クラス数 特別保育	年長1、年中1、年少2、2歳児、1歳児 障がい児保育、早朝・延長保育 ※母子通園施設 (児童発達支援)「あおぞら園」併設
園名 所在地 特色	わかば保育園 (TEL 73-3996) 武豊町字四畝58-1 (衣浦小学校南東300m 名鉄河和線沿い) ゆったりとした環境の中で、異年齢の友だちとの関わりも大切にしながら優しさや思いやりの心を育む保育をしています
クラス数 特別保育	年長1、年中1、年少2、2歳児、1歳児 障がい児保育、早朝・延長保育
園名 所在地 特色	私立このみ保育園 (TEL 72-1071) 武豊町字梨子ノ木9-782 (新鹿子田橋南交差点の西) 0・1・2歳児専門の小規模園です。家庭的な雰囲気の中で、安心してのびのび過ごせる環境であたたかい保育を目指しています。リトミック遊びや、English Preschool(外国人が英語で保育する施設)に併設されていますので英語あそびを取り入れています ご家庭の負担の軽減として全クラスがお昼寝布団の無償貸出し、オムツ・お尻ふきの無償化、使い捨てエプロンの使用を実施しております。
クラス数 特別保育	2歳児、1歳児、0歳児 早朝・延長保育、0歳児保育
園名 所在地 特色	私立北中根こども園 (TEL 84-1133) 武豊町字北中根六丁目6 令和元年開園の教育・保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園です。0歳から入園でき、3歳以上児クラスでは、保護者の就労状況に関わらず在籍できます。 【3歳以上児】複数担任制での手厚い保育と、専門講師による体育、リトミック、英語遊びを行っています。広いグラウンドでの身体活動、お泊り保育やクッキング・食育など、多様な体験活動を大切にしています。 【3歳未満児】家庭に近い愛着関係を築き、安心感をもとに園生活が過ごせる育児担当制保育を行っています。また、2歳児クラスでは3歳以上児と同じ講師によるリトミックも行っています。 【手ぶら保育】0歳児クラス：午睡用お布団、園内での交換おむつの無償提供 年少クラス：午睡用ベッド、園内での交換おむつの無償提供 その他クラス：午睡用布団のサブスク利用 3歳以上児は園バスも利用できます。
園児数 特別保育	年長2 (48人)、年中2 (48人)、年少2 (48人)、2歳児、1歳児、0歳児 障がい児保育、早朝・延長保育、0歳児保育、土曜日保育 (早延長あり)、一時的保育 ※子育て支援センター併設 通年で園見学を実施しています

メモスペース

